

外国公務員贈賄防止指針の改訂について

令和5年12月

経済産業省知的財産政策室

指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正
3. 法人の責任に関する記載について
 - 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
 - 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実
4. その他の修正事項

指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映

2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正

3. 法人の責任に関する記載について

- 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
- 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実

4. その他の修正事項

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映（指針改訂案 p.40-43）

（1）行為者に対する処罰について

- ①不正競争防止法第21条第4項第4号では、第18条第1項の規定に違反して外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者については、**10年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科**することが規定されている。
- ② 略
- ③公訴時効期間は7年である。ただし、犯人が国外にいる期間は、刑事訴訟法第255条第1項により、時効の進行は停止する。

（2）法人に対する処罰について

①両罰規定

不正競争防止法第22条第1項の規定により、法人の代表者**又は法人の**代理人、使用人、その他の従業者等が当該法人の業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為者自身を処罰するだけでなく、その法人に対しても**10億円以下の罰金刑**が科される。

（3）罰則の場所的適用範囲について

①～② 略

- ③不正競争防止法第21条第11項の規定により、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において贈賄行為を行った日本国民以外の者も処罰されることとなる。

上記修正にあわせ、指針改訂案p.29の記載を修正

※脚注は省略

（2）語義の解釈

①「何人も」について

本罪の対象となる行為の全部又は一部を日本国内で行った場合には、その国籍に関係なく（すなわち、日本人であれ外国人であれ）、本法の適用を受ける。

また、日本人については、日本国外で当該行為を行った場合にも、本法の適用を受ける。

さらに、外国人については、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業者であって、当該法人の業務に関して、日本国外で当該行為を行った場合については、本法の適用を受ける。

→【3. 罰則 （3）罰則の場所的適用範囲について を参照】

指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
- 2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正**
3. 法人の責任に関する記載について
 - 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
 - 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実
4. その他の修正事項

2. スモール・ファシリテーション・ペイメントについて（指針改訂案 p.15-16）

- OECD贈賄作業部会からの下記指摘を踏まえ、SFPの記載を修正。
 - OECD理事会勧告の記載（企業におけるSFPの使用の禁止又は防止を奨励）を引用すべき。
 - コメンタリー9を根拠（①**SFPは腐敗現象**、②**SFPはそれが支払われる国では一般的に違法**）とする、OECD理事会勧告の背景を追記すべき。

(ii) スモール・ファシリテーション・ペイメントの取扱い

- スモール・ファシリテーション・ペイメント（Small Facilitation Payments: SFP）⁴⁷については、2009年に採択され、2021年に改訂されたOECD理事会勧告が指摘するSFPの「持続可能な経済開発及び法の支配に対する腐敗的影響（corrosive effect）」に鑑みて、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当し得ることから、SFPを原則禁止とする旨社内規定に明記することが望ましい。

47 スモール・ファシリテーション・ペイメントについては一義的な定義があるものではないが、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある。条約のコメンタリー9（※1）において、SFPは、『「商取引又はその他の不正な利益を得る又は維持する」ための支払には相当せず、したがって犯罪とはならない』とされているものの、SFPが腐敗現象（corrosive phenomenon）であることが指摘されている。そのため、OECD理事会勧告（※2）は、OECD加盟国に対して、SFPの活用を禁止又は防止するように企業に奨励することを勧告している。

~~当該スモール・ファシリテーション・ペイメントが不正競争防止法に違反するか否かについては、「営業上の不正の利益を得る」目的の有無によって判断される。なお、外国公務員等の国の判例法や成文の法令において認められ又は要求されていた利益については、23、24頁に記載のとおり不正競争防止法第18条違反とはならない。~~

なお、我が国の不正競争防止法においてSFPに関する規定は置かれていない。したがって、SFPに該当するか否かではなく、外国公務員等に対する利益供与が「営業上の不正の利益を得るため」に該当すると裁判所が判断した場合には、不正競争防止法第18条違反となり得る。

※脚注一部省略

(脚注47続き) コメンタリー 9 及びOECD理事会勧告 仮訳

※1 コメンタリー9 (仮訳)

少額の「円滑化のため」の支払は、第1条 1 の意味における「商取引又はその他の不正な利益を得る又は維持する」ための支払には相当せず、したがって犯罪とはならない。いくつかの国においては、公務員に、例えば認可や許可の発行等その職務の遂行を促すために行われているものの、その国以外では一般的に違法である。そのような支払を違法としている国は、良いガバナンスプログラムのための支援をするなどの措置を採ることによってこうした腐敗現象 (corrosive phenomenon) に対処でき、またそうすべきであるが、それを国内で犯罪化しても、実際の又は効果的に腐敗現象に対処する補完的な手段になるとは思われない。

※2 OECD理事会勧告 (仮訳)

XIV. 特に持続可能な経済開発と法の支配に対するスモール・ファシリテーション・ペイメントの腐敗的影響 (corrosive effect) に鑑み、加盟国に対し以下のことを勧告する。

- i. この現象と効果的に闘うため、スモール・ファシリテーション・ペイメントに関する政策とアプローチを定期的に見直すことを約束する。
- ii. このような支払いは、一般に、それが行われる国では違法であり、いかなる場合においても、そのような企業の帳簿及び記録に正確に計上されなければならないことを認識し、内部統制、倫理、コンプライアンス・プログラム又は対策において、スモール・ファシリテーション・ペイメントの使用を禁止又は防止するよう企業に奨励する。

(<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/2021-oecd-anti-bribery-recommendation.htm>)

指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正
- 3. 法人の責任に関する記載について**
 - **海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化**
 - 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実
4. その他の修正事項

3-1. 法人の責任に関する記載について

「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書」(p.26)

(2) 外国公務員贈賄防止指針¹⁸の記載の充実について

外国公務員贈賄防止指針における法人の責任に関する記載について、以下の意見があった。

- ・ 企業の内部統制の整備のインセンティブとなるような、企業側の無過失が認められるようなケースを例示する記載を盛り込んでいただきたい。
- ・ 海外子会社の従業員には親会社の指揮命令が及ばないこともあるところ、海外子会社の従業員が贈賄したとき、どのような場合に日本の親会社に責任が及ぶかということについて明確化が必要である。また、海外支店・営業所の従業員が贈賄したときについても、どのような場合に日本の本社に責任が及ぶかということについて明確化が必要である。
- ・ 法定刑を引き上げると抑止力を高めることにつながるが、本当に重要なのは、いかに未然に防止するかという点であるので、企業の贈賄防止体制の構築に参考になるよう、指針の充実化が望まれる。

上記の意見を踏まえ、法改正による制度改正だけではなく、外国公務員贈賄防止指針の記載の充実も望まれるところ、合意制度を通じて刑事責任が軽減された事例の記載、及び法人が処罰された事例の記載等について、現行の内容に加えてさらなる拡充が可能か検討していくことが適切である。

今後、企業側の無過失が認められた事例が生じた場合、指針第3章「4.外国公務員贈賄罪の適用事例」に追記予定

3-2. 法人の従業者の範囲について（指針改訂案 p.41-42）

- 法人の従業者の範囲についての項目を新設し、説明を追記。

（2）法人に対する処罰について

① 両罰規定

不正競争防止法第22条第1項の規定により、法人の代表者＝又は法人の代理人、使用人、その他の従業者等が当該法人の業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為者自身を処罰するだけでなく、その法人に対しても**103億円以下の罰金刑**が科される。

② 略

③ 法人の「従業者」の範囲

両罰規定における「従業者」とは、直接、間接に事業主の統制、監督を受けて事業に従事している者をいい、契約による雇人でなくても、事業主の指揮の下でその事業に従事していれば、「従業者」であるとされている⁹⁵。

例えば、海外現地子会社の日本人従業員が外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った場合に、日本の本社に両罰規定が適用されるか否かについては、当該日本人従業員が通常行っている業務への本社の関与の度合い、当該日本人従業員に対する本社の選任・監督の状況などの個別具体的な状況を踏まえて判断される。例えば、当該日本人従業員が実質的には日本の本社の「従業者」員であると認められ、不正の利益の供与等が日本の本社の業務に関して行われたと認められる場合には、日本の本社に対して両罰規定が適用される可能性があると考えられる。

95 大塚仁ほか編「大コンメンタル刑法 第1巻（第3版）」144頁、青林書院、2015年

3-3. 支店と子会社の区別について（指針改訂案 p.43-45）

- 「海外子会社」と「支店」を区別し、本文中において「支店」の記載を削除。
- 「代理店（エージェント）」を削除し、**海外子会社の従業員**又は**それ以外の第三者**による贈賄行為として適用関係を整理。
- （4）に記載の典型例において、海外子会社等の従業員は、国内本社からの統制、監督を受けていないものとすることを記載。

~~（4）海外子会社等（支店）や代理店（エージェント）を利用した利益の供与について~~
貿易や対外投資などの国際的な商取引を行う際に、~~海外子会社等（支店）や代理店（エージェント）~~を利用することが多い。
条約においては、外国公務員贈賄罪について共犯も処罰することが求められていることから、~~海外子会社等（支店）や代理店（エージェント）~~の従業員が外国公務員に対する贈賄行為を行った場合、特に国内本社従業員の関与に留意が必要である。
ここでは、~~海外子会社等（支店）や代理店（エージェント）~~の従業員¹⁰²による外国公務員に対する贈賄行為に関し、国内本社従業員が関与している場合の典型例について不正競争防止法の適用関係を整理する※。

※以下の例では、**海外子会社等の従業員が、国内本社からの統制、監督を受けていないものとする（3.（2）③も参照されたい。）**。

①~~海外子会社（支店）従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯が成立する場合~~

…

②~~国内本社従業員が教唆又は幫助し、海外子会社（支店）従業員が実行行為を行った場合~~

…

③~~海外子会社（支店）の従業員が独自に、あるいは海外子会社（支店）のみの指示を受けて利益供与を行った場合~~

③④~~海外の代理店（エージェント）~~**第三者**を利用して利益の供与を行った場合

~~海外子会社（支店）~~ではなく~~海外の代理店（エージェント）~~の従業員**以外の第三者**が利益の供与等を行った場合…

102 ここでは、海外子会社は、外国の法令に準拠して設立された法人（外国法人）であるとする。なお、法人格を有しない海外支店・営業所等については、国内本社から独立した業務主体ではなく、単に本社に從属する営業上の物的施設にすぎないため、海外支店・営業所等に勤務する者は、国内本社の従業者であると考えられる。

3 - 4. 共謀が存在した場合の処罰対象について（指針改訂案 p.44）

- 海外子会社従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯が成立する場合、
両罰規定により国内本社が処罰され得る旨、追記。

① 海外子会社~~（支店）~~従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯が成立する場合

海外子会社~~（支店）~~従業員と国内本社従業員が我が国国内で共謀した場合、共謀の存在も罪となるべき事実の一部であり、かつ、これによって、共同正犯の罪責が認められることから、構成要件の一部の実行地が国内であると言えるため、実際の利益の供与が海外で行われていても、国内犯と考えられる。

したがって、この場合、海外子会社~~（支店）~~従業員と国内本社従業員の双方に外国公務員贈賄罪が適用されると解される。（この場合、外国公務員贈賄罪が適用される海外子会社~~（支店）~~従業員は日本人に限定されない。）。

また、この場合、利益の供与が国内本社の業務に関して行われたと認められる場合、両罰規定により国内本社が処罰され得ると解される。

※脚注は省略

3 - 5. 教唆・幫助が存在した場合の処罰対象について（指針改訂案 p.44-45）

- 実行行為を行った者が海外子会社の外国人従業員である場合における、教唆・幫助を行った国内本社従業員に対する処罰に関して、脚注を追加。
- 国内本社従業員が教唆・幫助した場合における、国内本社に対する両罰規定の適用に関して、脚注を追加。

②国内本社従業員が教唆¹⁰⁴又は幫助¹⁰⁵し、海外子会社~~（支店）~~従業員が実行行為を行った場合

正犯の実行行為（利益の供与等）が国外で行われた場合で、~~その教唆又は幫助が我が国国内で行われたとき、実行行為を行った海外子会社~~（支店）~~の日本人従業員¹⁰⁶については、外国公務員贈賄罪が適用される。これに加えて、我が国国内で教唆、幫助を行った国内本社従業員にも~~とともに~~、外国公務員贈賄罪が適用されると解される¹⁰⁷。~~

104 教唆（刑法第61条）とは、「他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為」である。

105 幫助（刑法第62条）とは、「実行行為以外の方法で正犯に加担する行為」である。

106 国内本社からの統制、監督を受けていない、海外子会社の外国人従業員が実行行為を行った場合について、当該外国人従業員には外国公務員贈賄罪は適用されない。教唆犯、幫助犯については、「正犯について不処罰であっても、犯罪論上犯罪が成立しないためではないと考えるべきであり、教唆犯、幫助犯については刑法が適用され、処罰が可能と解すべきである」（大塚仁ほか編「大コンメンタル刑法 第1巻（第3版）」87頁、青林書院、2015年）と指摘されている。

107 共犯行為（教唆・幫助）と両罰規定の適用については、「従業者が正犯の場合のみ両罰規定が適用されるとする見解（美濃部達吉・経済刑法の基礎理論48頁）と教唆犯、幫助犯の場合も含むとする見解（総判刑（17）〔金澤文雄〕145頁など）が対立している。「違反行為」の文理解釈としては消極説も考えられるが、刑事法においては、一般に正犯の構成要件を記載することにより、その修正形式である教唆犯、幫助犯をも含ませている場合が多いこと（国外犯規定など）、これらの共犯形態についても、選任・監督の責任が問題となることから、積極的に解することが適当と思われる。」（大塚仁ほか編「大コンメンタル刑法 第1巻（第3版）」147頁、青林書院、2015年）と指摘されている。

指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正
- 3. 法人の責任に関する記載について**
 - 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
 - **外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実**
4. その他の修正事項

3-6. リスクベース・アプローチに関する記載の充実①（指針改訂案 p.8-9）

- リスクベース・アプローチを採用する趣旨を追記。
- 贈賄リスクの特定・評価の重要性とその具体的な手法について追記。

②リスクベース・アプローチ

企業が直面する贈賄リスクの全てに対し、一律の防止体制を構築・運用するのではなく、各事業部門・拠点における贈賄リスクの程度に応じた対策を講じることが効果的である²⁴。贈賄リスクが高い事業部門・拠点や業務行為については、高リスク行為に対する承認ルールの制定・実施、~~役職員従業員~~に対する教育活動や内部監査といった対策を重点的に*実施してリスク低減を図り、他方、リスクが低い事業部門等については、より簡素化された措置が許容される。

~~※注 例えば、リスクが高くなるにつれ、より上位の者を承認者としたり、教育、監査といった対策を高い頻度で行ったり、幅広い内容で行ったりすることが考えられる。~~

リスクベース・アプローチの実施にあたっては、各企業における事業活動の規模・内容、現地の事業環境、商習慣等の個別の事情を踏まえた贈賄リスクの特定・評価を行う必要がある。例えば以下を実施し、残存する贈賄リスクに対する対策が、既存の防止体制²⁵では不十分であると判断されたものに対しては、防止体制の更なる強化や事業内容の変更等を検討する。

- 贈賄リスクの特定にあたっては、進出国の贈収賄罪に関する法令や贈収賄の実態を含め、社内外から十分な情報を収集する。外国の法令や慣習の情報収集を個々の企業が行うことが困難な場合には、各国の事情に詳しい現地の商工会議所を活用することや、進出先国毎に企業が参集して、研究を行い、情報を収集・整理することも考えられる。また、社内での情報収集にあたっては、海外の事業部門・拠点の従業員に対するヒアリングやアンケート調査による情報収集を行うことが考えられる。
- 特定された贈賄リスクの高低の評価にあたっては、各贈賄リスクの顕在化の可能性や顕在化した際の影響度をもとに判断を行う。
- 贈賄リスクの評価結果を適切に記録し、企業の事業活動やビジネス環境の変化、防止体制に対する監査結果等を踏まえて、評価結果を定期的に見直し、防止体制の改善を図る。

24 国際機関・海外当局発行のガイドライン等においても、贈賄リスクの程度に応じた措置をとることを推奨している。国際機関・海外当局発行のガイドラインについては、第4章3.（3）を参照。

25 具体的な防止体制の構築については、次節「2. 企業が目標とすべき防止体制の在り方」を参照。

3-7. リスクベース・アプローチに関する記載の充実②（指針改訂案 p.9-10）

- リスクベース・アプローチにおける贈賄リスクを、項目ごとに整理。
- 第三者を利用した場合、当該第三者を起用した企業に対して刑事罰が科される可能性がある旨、追記。

贈賄リスクとしては、例えば以下が考えられる。

(i) 進出国

国別の贈賄リスクについては、例えば、世界銀行グループが公表する世界ガバナンス指標（The Worldwide Governance Indicators）や、国際NGOであるトランスパレンシー・インターナショナルが公表する腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）が参考となる。

~~進出国については、~~一般的に、アジア、中東、アフリカ、南米等は贈賄リスクが高いと考えられる。

(ii) 事業分野

~~また、事業分野については、その事業の実施に現地政府の多数の許認可を必要とする状況が認められる場合、又は外国政府や国有企業との取引が多い場合など外国公務員等と密接な関係を生じやすい性格を持つ場合には、~~一般的に、贈賄リスクが高いものと考えられる。

(iii) 第三者

現地政府からの許認可の取得・受注や国有企業との取引などに関して助言や交渉を行う事業者（エージェント、コンサルタント等）~~を利用する場合やの起用更新、~~ジョイントベンチャー、コンソーシアムを組成する場合は、第三者によって贈賄が行われるリスクが生じると考えられる。

こうした第三者による贈賄行為であっても、当該第三者を起用した企業に対して刑事罰が科される可能性がある。

※脚注は省略

指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正
3. 法人の責任に関する記載について
 - 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
 - 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実
4. その他の修正事項

4-1. その他の修正事項①

第1章 指針の背景と目的

改訂案頁	修正内容
p.1	脚注2の情報を更新。
p.2-3	「1. 指針の背景」について、指針策定後の国際的な動向の記載を削除し、文言を修正。指針策定後の国際的な動向については、脚注9（追加）で第4章3. を引用。
p.3	脚注10において、平成29年に我が国がUNCACを受諾した旨、追記。

第2章 企業における外国公務員贈賄防止体制について

改訂案頁	修正内容
p.6-7	法人処罰の根拠について、p.41と記載を統一し、脚注19を追加。
p.7	<ul style="list-style-type: none">「（3）本指針における内部統制の考え方」において、平成26年会社法改正に関する説明の文言を修正。脚注20の情報を更新。
p.8-	役員と従業員の両者を対象とする記載については、「役職員」で統一。
p.8	経営トップのメッセージを様々な手段で示すことが効果的である旨追記し、脚注23を追加。
p.10-11	<ul style="list-style-type: none">「③贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性」について、<ul style="list-style-type: none">親会社に対して、海外法令に基づく制裁と不正競争防止法に基づく制裁の可能性があることを明確化。法人処罰に関する「※注」の記載を削除し、脚注34を追加（第3章3.（2）及び（4）を引用。）。「（5）その他の留意事項」について<ul style="list-style-type: none">防止体制について、単に体制が存在しているというだけでは不十分である旨追記。国際機関発行のガイドラインを参考とすべき旨追記し、脚注36を、第4章3.（3）を引用する記載に修正。
p.12	脚注39を削除。
p.13	<ul style="list-style-type: none">「（1）防止体制の基本的内容」の記載について、「（3）社内規程の策定」の修正を反映。「（3）社内規程の策定」について、社内規程は「高リスクの業務行為」に関する内容に必ずしも限定されないため、当該文言を削除。
p.14-17	<ul style="list-style-type: none">「（3）社内規程の策定」について2つの観点（「①社内手続・判断基準」、「②人事制度」）で記載を整理。
p.14-17	<ul style="list-style-type: none">「①社内手続・判断基準」について<ul style="list-style-type: none">リスクベース・アプローチに基づく対応に関する記載を追記。3つの観点（（i）社交行為、（ii）スモール・ファシリテーション・ペイメントの取扱い、（iii）エージェント等の第三者の利用）で記載を整理。

4-2. その他の修正事項②

第2章 企業における外国公務員贈賄防止体制について（続き）

改訂案 頁	修正内容
p.16	<ul style="list-style-type: none">脚注47に含まれていた、米国FCPA及び英国UKBAにおけるSFPの取扱いに関する記載を、脚注48（追加）に移動。脚注49を削除。
p.17	「②人事制度」において <ul style="list-style-type: none">「贈賄行為又は社内規程違反行為」を「贈賄行為を含む社内規程違反行為」に修正（前節の「①社内規定の策定」の内容を踏まえると、社内規程は贈賄行為に関するルールを含むため）。「既に、就業規則や決裁規程、稟議規程など……贈賄行為を対象として明記することが考えられる。」を削除。
p.18-19	<ul style="list-style-type: none">「①コンプライアンス担当役員又は社内コンプライアンス担当を統括するコンプライアンス統括責任者の指名」について、コンプライアンス責任者は、リスク状況の把握に努める旨、追記。「②社内相談窓口及び通報窓口の設置等」について<ul style="list-style-type: none">個別の具体的事例に基づいた判断が必要な事態の例示として、贈賄の要求を受けた場合、その疑いがある場合、社内贈賄の指示があった場合を追記。「ヘルプライン」の文言の削除。相談窓口、通報窓口の設置について、日本や他国の法令の要請に留意する必要がある旨追記。「○関係者で十分なコミュニケーションを図る機会を確保すること。」を削除（記載内容が次の項目（面談等）と重複するため）。「必要に応じ、」の文言を削除。
p.19	「④その他留意事項」について <ul style="list-style-type: none">贈賄行為の動機を形成する要因として、社内プロジェクトの担当者等に遵守困難な納期・締切り等を設定することを追記。人事評価において、贈賄に関する社内規程を遵守した従業員を積極的に評価する旨追記。参考情報として、FCPAリソースガイドにおける説明を脚注57に追加。
p.19-20	「（5）社内における教育活動の実施」について <ul style="list-style-type: none">海外駐在員については、海外赴任前に事前研修を行うことが望ましい旨追記。相談窓口や通報窓口の利用についても教育すべき旨追記。
p.20	「（6）監査等」について <ul style="list-style-type: none">リスクベース・アプローチに基づく対応に関する記載を追記。脚注58に、内部監査人協会（IIA）が3ラインモデルを公表している旨追記。形式的な監査とならないように努める旨、脚注59に追記。

4-3. その他の修正事項③

第2章 企業における外国公務員贈賄防止体制について（続き）

改訂案頁	修正内容
p.21-22	海外子会社における防止体制構築に関する注書きについて、文言を修正。
p.23	「（2）M&Aの際における留意点」について、「重点的な」DDを実施する旨追記。
p.25	<ul style="list-style-type: none">「担当取締役・担当者の決定、監査役との連携」を「担当役員との連携」に修正。「独立社外取締役」を「独立社外役員」に修正。
p.26	<ul style="list-style-type: none">脚注78を削除。「開発協力事業」を「政府開発援助（ODA）」に修正。

第3章 不正競争防止法における処罰対象範囲について

改訂案頁	修正内容
p.32	「（Ⅱ）寄付行為」について、純粹に「よき企業市民」（good corporate citizen）として企業の社会的責任を果たすために非営利団体に対して行なわれる寄付について、名実ともにそのような寄付であると認められる場合には、贈賄行為に該当しない場合もあると考えられる旨、記載。
p.36	「※」の記載について、「政党職員」、「条約上外国公務員の定義に含まれないため、」の文言を削除（条約上、「政党職員」の取扱いに関する規定は存在しないことに加え、国によっては「政党職員」として、「外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者」と認められる者も想定されるため。）。
p.39	「○不正競争防止法第21条・第22条（抄）」について改正法条文に修正。
p.40	<ul style="list-style-type: none">条約の義務に関する本文の記載を削除し、脚注87に移動。第21条8項（改正前）に関する記載を削除。（「（3）罰則の場所的適用範囲について」における記載と重複するため。）
p.41	条約の義務に関する本文の記載を削除し、脚注93に移動。
p.41	外国法人への両罰規定の適用について、「（2）法人に対する処罰について」の項目に記載し（修正前は、「（3）罰則の場所的適用範囲について」に記載。） 、文言を修正。
p.42	日本本社に対する両罰規定の適用について、従業員に係る「日本人」の文言を削除（新設された第21条11項の規定により、日本本社の「従業者」と認められ得る海外子会社の従業員は、日本人に限定されないため。）。
p.42-43	「（3）罰則の場所的適用範囲について」において、属地主義、属人主義について、説明を追記。

4-4. その他の修正事項④

第3章 不正競争防止法における処罰対象範囲について（続き）

改訂案頁	修正内容
p.44-45	②について、「正犯」と「教唆、幫助を行った国内本社従業員」への外国公務員贈賄罪の適用の有無を分けて記載（修正前の記載は、正犯に対する外国公務員贈賄罪の適用について、教唆又は幫助が我が国国内で行われることが前提とされているように解釈できるため。）。
p.45	「③海外子会社の従業員が独自に、あるいは海外子会社のみ指示を受けて利益供与を行った場合」について、国内本社従業員が関与している場合の典型例には該当しないため、記載箇所を移動。
p.46-50	外国公務員贈賄罪の適用事例を追記（事例10-12）するとともに、各事例の記載内容を修正。

第4章 その他関連事項

改訂案頁	修正内容
p.53	OECD贈賄作業部会における審査経緯に関する記載の更新・修正。
p.54-57	NEXI及びJBICにおける措置、ODAに関する措置について、情報を更新。
p.59-62	<ul style="list-style-type: none">国際的な動向について、情報を更新。「（2）OECD多国籍企業行動指針」の項目を削除し、「（3）国際機関・海外当局発行のガイドライン」の項目を追加。

上記の修正事項に加え、指針全体において、誤記・URL等を修正。